

**糸島市次世代育成支援対策行動計画
(糸島市子ども・子育て支援事業計画)**

定例記者会見資料
2015. 4. 23
人権福祉部子ども課

「次世代育成支援対策推進法」(第8条)及び「子ども・子育て支援法」(第61条)に基づき、糸島市次世代育成支援対策行動計画(糸島市子ども・子育て支援事業計画)を策定。子育て支援施策の方向性や目標を総合的に決めました。

基本理念

のびのびと子どもが育つ糸島市

【7つの基本目標に122の事業】

子育て支援、母子の保健、教育、生活環境、仕事と家庭の両立支援、安全対策、要保護児童対策の7つの基本目標を定め、122事業に取り組みます。

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。

【今年度事業の目玉】

保育士3人を増員。保護者等に寄り添い、きめ細かな子育て支援で、負担と悩みの解消につなげ、妊娠から出産・子育てに至る切れ目ない支援を強化します。

受入れて、出向く、“糸島の子育て支援”



【受入れ】

- 子育て支援センターにこここ(二丈)、ぽかぽか(志摩)
 - ・開催日を週3日から週5日に拡大、各施設年間241日開所。
 - ・開催時間を午前10時から午後3時まで1時間延長。
- 子育て支援センターすくすく(前原)
 - ・年齢別教室を月2回から月3回に拡大、年間108回(3教室×3回×12月)。
 - ・新たに、保護者が、ニーズにあわせて子育てに必要な支援を選択できるよう、情報提供と個別相談を随時受付。
- 子育て支援センターきらきら(志摩)
 - ・知的個別療育事業を月32時間から40時間に拡大。
 - ・身体個別療育事業を月28時間から36時間に拡大。

【出向く】

- 校区の公民館で教室と広場の開催
 - ・新たに、支援センターの職員が全15校区の公民館に出向き、2か月に1回地域の親子を対象に子育て教室と広場を開催、年間90回(15校区×6回)を予定。
- 保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等へ巡回
 - ・発達障がい児等の早期対応ときめ細かな支援を行うため、専門員(臨床心理士、理学療法士、作業療法士、保健師、保育士)が各施設の職員に助言と指導。
 - ・新たに、すべての保育所(19所)と幼稚園(8園)を年1回定期的に巡回予定。

まずは、年間延べ約2万人の施設利用・参加者を、2万4千人まで伸ばします。